

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月八日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一五一五一二二

人事院規則一五一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
（年次休暇以外の休暇）	（年次休暇以外の休暇）

第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合

には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇十四 （略）

十五 生後一年に達しない子を育てる非常勤職

員が、その子の保育のために必要と認められ

る授乳等を行う場合 一日二回それぞれ三十

分以内の期間（男子の非常勤職員にあつて

は、その子の当該非常勤職員以外の親（当該

子について民法（明治二十九年法律第八十九

第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合

には、非常勤職員（第八号、第九号及び第十二号から第十四号までに掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一〇十四 （略）

（新設）

号）第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者

に限る。）を含む。）が当該非常勤職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

十六 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは

（新設）

疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事院が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事院が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において五日（その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日）（勤務日ご

との勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、

人事院の定める時間）の範囲内の期間

十七 次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により一週間以上上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号並びに次項第一号及び第二号において「要介護者」という。）の介護その他的人事院の定める世話をを行う非常勤職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日（要介護者が二人以上の場合に

（新設）

あつては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ハ 非常勤職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び非常勤職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事

院の定めるもの

十八 非常勤職員が骨髓移植のための骨髓若し

くは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細

胞の提供希望者としてその登録を実施する者

に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父

母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植の

ため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末

梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は

提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務し

ないことがやむを得ないと認められるとき

必要と認められる期間

2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合に

は、非常勤職員（第一号及び第二号に掲げる場

（新設）

2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合に

は、非常勤職員（第二号から第五号までに掲げ

合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

（削る）

る場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

一 生後一年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 一日二回それぞれ三十分

以内の期間（男子の非常勤職員にあつては、

その子の当該非常勤職員以外の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）

第八百七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子

を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該非常勤職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律

(削る)

第四十九号) 第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間

二 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病的予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定によ

---

(削る)

---

る学校の休業その他これに準ずるものとして人事院が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事院が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日(その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間)の範囲内の期間

三 次に掲げる者(ハに掲げる者にあつては、

非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第五号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の人事院の定める世話をを行う非常勤職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。以下この号

において同じ。）、父母、子及び配偶者の

父母

口 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ハ 非常勤職員又は配偶者との間において事  
実上父母と同様の関係にあると認められる  
者及び非常勤職員との間において事実上子  
と同様の関係にあると認められる者で人事  
院の定めるもの

四〇七 (略)

五| 非常勤職員が公務上の負傷若しくは疾病又  
は通勤（補償法第一条の二に規定する通勤を  
いう。）による負傷若しくは疾病のため療養

する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

を得ないと認められる場合 必要と認められ

る期間

(削る)

られる期間

## 九

非常勤職員が骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞

の提供希望者としてその登録を実施する者に

対して登録の申出を行い、又は配偶者、父

母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植の

ため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末

梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は

提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務し

ないことがやむを得ないと認められるとき

必要と認められる期間

3 (略)

附 則

3 (略)

(施行期日)

第一条 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(人事院規則九一四〇の一部改正)

第二条 人事院規則九一四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

	改 正 後	改 正 前
第十一條 (略) 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期 間を除算する。	(勤勉手当に係る勤務期間)	(勤勉手当に係る勤務期間)
第十一條 (略) 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期 間を除算する。	(勤勉手当に係る勤務期間)	(勤勉手当に係る勤務期間)

一〇九 （略）

十 勤務時間法第二十一条の規定による介護休暇の承認又は規則一五一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第一号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

十一 勤務時間法第二十一条の規定による介護時間の承認又は規則一五一五第四条第三項の規定による同条第二項第二号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

一〇九 （略）

十 勤務時間法第二十一条の規定による介護休暇の承認又は規則一五一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第四号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

十一 勤務時間法第二十一条の規定による介護時間の承認又は規則一五一五第四条第三項の規定による同条第二項第五号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

一一・十三（略）

（人事院規則一〇一一五の一部改正）

第三条 人事院規則一〇一一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改める。

（定義）	改 正 後	改 正 前
第二条 この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。	第二条 この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。	第二条 この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。
一 （略）	二 職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改める。	二 職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改める。

一一・十三（略）

する制度又は措置の利用に関する言動により  
当該職員の勤務環境が害されること。

イヽリ (略)

又 規則一五一一四第二十二条第一項第八号  
又は規則一五一一五第四条第一項第十五号

の規定による保育のために必要と認められ

る授乳等を行う場合の休暇

ル (略)

ヲ 規則一五一一五第四条第二項第四号の規  
定による保健指導又は健康診査に基づく指  
導事項を守るための休暇

ワ (略)

三 職員に対する次に掲げる育児に関する制度

する制度又は措置の利用に関する言動により  
当該職員の勤務環境が害されること。

イヽリ (略)

又 規則一五一一四第二十二条第一項第八号

の規定による保育のために必要と認められる  
規定による保健指導又は健康診査に基づく指  
導事項を守るための休暇

ル (略)

ヲ 規則一五一一五第四条第二項第七号の規  
定による保健指導又は健康診査に基づく指  
導事項を守るための休暇

ワ (略)

三 職員に対する次に掲げる育児に関する制度

又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ～チ (略)

リ 規則一五一一四第二十二条第一項第十一

号又は規則一五一一五第四条第一項第十六号の規定による子の看護等のための休暇

ヌ (略)

四 職員に対する次に掲げる介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ (略)

ロ 勤務時間法第二十条第一項に規定する介

護休暇又は規則一五一一五第四条第二項第

又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ～チ (略)

リ 規則一五一一四第二十二条第一項第十一

号又は規則一五一一五第四条第二項第二号の規定による子の看護等のための休暇

ヌ (略)

四 職員に対する次に掲げる介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ (略)

ロ 勤務時間法第二十条第一項に規定する介

護休暇又は規則一五一一五第四条第二項第

一号の規定による要介護者の介護をするための休暇

ハ 勤務時間法第二十条の二第一項に規定する

介護時間又は規則一五一一五第四条第二項第二号の規定による要介護者の介護をするための休暇

ニ～ヘ（略）

ト 規則一五一四第二十二条第一項第十二号又は規則一五一五第四条第一項第十七号の規定による要介護者の世話をを行うための休暇

チ（略）

（人事院規則一九一〇の一部改正）

四号の規定による要介護者の介護をするた

めの休暇

ハ 勤務時間法第二十条の二第一項に規定す

る介護時間又は規則一五一一五第四条第二項第五号の規定による要介護者の介護をす

るための休暇

ニ～ヘ（略）

ト 規則一五一四第二十二条第一項第十二

号又は規則一五一五第四条第二項第三号の規定による要介護者の世話をを行うための休暇

チ（略）

第四条 人事院規則一九一〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

改 正 後	改 正 前
（第一号育児時間の承認）	（第一号育児時間の承認）
第二十九条 （略）	第二十九条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 非常勤職員に対する第一号育児時間の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則一五一五第四条第一項第十 五号又は同条第二項第二号の休暇の承認を受け	3 非常勤職員に対する第一号育児時間の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則一五一五第四条第二項第一 号又は第五号の休暇の承認を受けて勤務しない

て勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で（）行うものとする。

場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で（）行うものとする。